

規程第24号

公益財団法人秋田県ふるさと定住機構役員及び評議員等の報酬及び費用に関する規程

制定 平成23年11月30日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構(以下「本法人」という。)定款第14条及び第29条の規定に基づき、本法人の定款に規定する役員、評議員及び評議員選定委員会の委員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員及び評議員選定委員会の委員を合わせて評議員等という。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員及び評議員等の職務遂行の対価として、次に定める報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員等には、当法人の理事会、評議員会、評議員選定委員会(これらに準ずる会議等を含む。以下「理事会等」という。)に出席したとき、及び監事が、一般法第197条で準用する同法第99条第1項の規定に基づく監査並びに同条第2項及び第102条に規定する調査(以下「法令に基づく監査等」という。)を行ったときは、別表1の「非常勤役員及び評議員等の報酬額表」に基づき、報酬を支給する。
- 3 役員及び評議員等のうち、国及び地方公共団体の職員には、報酬等及び費用は支給しない。
- 4 役員及び評議員等には、賞与及び退職金は支給しない。

(費用の支給)

第4条 役員及び評議員等がその職務を遂行するために負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項の費用のうち、役員及び評議員等が職務の遂行のため出張し、又は理事会等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 3 この規程に定めるもののほか、前項の旅費の支給に関する詳細は、本法人の職員等旅費規程に準ずるものとする。

(公表)

第5条 本財団は、この規定をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、財団法人秋田県ふるさと定住機構役員等の費用弁償に関する規程（平成20年12月24日制定規程第17号）は廃止する。

別表1 非常勤役員及び評議員等報酬額表

区 分	報 酬 の 額	備 考
理事、評議員及び評議員選定委員会の委員		
： 理事会等に出席した場合	日額 10,000円	
監 事		
： 理事会等に出席した場合	日額 10,000円	
： 法令に基づく監査等を行ったとき	日額 20,000円	